



令和7年10月15日（水）岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
岐阜県環境エネルギー生活部 環境管理課	環境安全推進企画監 野原 土壌環境係長 筑本	内線 2982、2989 直通 058-272-8230 FAX 058-278-2610
各務原市市民生活部 環境政策課	課長 岩井	直通 058-383-4232 FAX 058-383-6365

## 各務原市におけるPFOS及びPFOAの水質調査（継続モニタリング調査）の結果について

県と市では、各務原市におけるPFOS及びPFOAの暫定目標値を超過した範囲の経時的な変動を把握するため、専門家会議での議論を踏まえて、年2回（豊水期、渇水期）、井戸45地点及び周辺河川等16地点を対象に水質調査（継続モニタリング調査）を行っています。

今般、3回目（豊水期）の継続モニタリング調査を実施しましたので、結果をお知らせします。

井戸水については、45地点中、今回新たに暫定目標値が超過となった地点はありませんでしたが、過去の調査で暫定目標値を超過した地点のうち、16地点において暫定目標値を超過するPFOS及びPFOAが検出されました。

また、河川等については、16地点中、新たに水路2地点から暫定目標値を超過するPFOS及びPFOAが検出されました。これを受け、県と市では、採水地点から半径500mの範囲にある周辺井戸及び当該水路において、追加の水質調査を実施します。

### 1 調査期間

令和7年8月20日（水）～10月15日（水）

### 2 調査地点

- 井戸 45地点（うち、これまでに暫定目標値を超過した地点 18地点）
- 河川等16地点（うち、これまでに暫定目標値を超過した地点 2地点）

### 3 井戸水の水質調査結果

#### （1）結果概要

項目	井戸水の 利用状況 ※	調査主体	調査井戸 (地点)	今回調査での	前回調査での
				暫定目標値 超過井戸 (地点)	暫定目標値 超過井戸 (地点)
PFOS 及び PFOA	飲用	各務原市	26	11	11
	非飲用	県	19	5	6
合計			45	16	17

※井戸水の利用状況は、初回検査時の利用状況調査の結果を示す（以下同じ）

(2) これまでの調査で暫定目標値を超過した井戸の状況 (18地点 飲用: 12 非飲用: 6)

利用状況	番号	町名	今回調査結果 (ng/L) ※1	暫定目標値 (ng/L) ※2	今回調査 超過倍率	【参考】 前回調査結果 (ng/L) ※1, 3
飲用 井戸	1	三井町	270	50 以下	5.4 倍	270
	2	三井町	56		1.1 倍	40
	3	三井町	170		3.4 倍	250
	4	三井北町	89		1.8 倍	77
	5	三井東町	400		8.0 倍	400
	6	三井東町	350		7.0 倍	390
	7	三井東町	280		5.6 倍	290
	8	那加織田町	48		基準超過 なし	54
	9	那加桐野外 二ヶ所 大字入会地	120		2.4 倍	130
	10	大佐野町	100		2.0 倍	110
	11	大佐野町	57		1.1 倍	70
	12	上戸町	170		3.4 倍	85
非飲用 井戸	13	鵜沼三ツ池町	71	1.4 倍	110	
	14	鵜沼三ツ池町	22	基準超過 なし	58	
	15	那加桜町	180	3.6 倍	120	
	16	那加南栄町	130	2.6 倍	84	
	17	那加桐野外 二ヶ所 大字入会地	460	9.2 倍	300	
	18	蘇原六軒町	97	1.9 倍	90	

※1 調査結果及び※2 暫定目標値はPFOS及びPFOAの合算値を示す (以下同じ)

※3 前回調査期間: 令和7年2月3日~3月28日

(3) (2) の周辺地点の井戸の状況 (27地点 飲用: 14 非飲用: 13)

今回の調査で新たに暫定目標値を超過した井戸はありませんでした。

#### 4 河川等の調査結果

・各地点の結果（河川：3、用水路：1、水路：12 計16地点で調査）

	河川等名称	河川等の種類	今回調査結果 (ng/L)	暫定目標値 (ng/L)	今回調査 超過倍率	【参考】 前回調査結果 (ng/L) ※1
1	北派川 <small>きたはせん</small>	河川	検出下限値未満 ※2	50 以下	基準超過 なし	6
2	三井川	河川	5			検出下限値未満 ※2
3	中屋川	河川	9			検出下限値未満
4	羽島用水	用水路	検出下限値未満		検出下限値未満	
5	百曲雨水幹線 <small>ひやくまがり</small> ※3	水路	71		1.4 倍	14
6	百曲り水路	水路	30		基準超過 なし	19
7	馬場山水路 <small>ばばやま</small>	水路	42		2.0 倍	18
8	楠第1雨水幹線 <small>くすのき</small> ※3	水路	100			23
9	楠第2雨水幹線	水路	検出下限値未満		基準超過 なし	40
10	上戸雨水幹線 <small>じょうご</small>	水路	13			15
11	前渡雨水幹線 <small>まえど</small>	水路	34			23
12	朝日雨水幹線※4	水路	34			83
13	炉畑遺跡の南側水路 <small>ろばた</small> ※4	水路	38			37
14	前渡雨水幹線 <small>まえど</small>	水路	25			5
15	朝日雨水幹線	水路	31			23
16	朝日雨水幹線	水路	16			検出下限値未満

※1 前回調査期間：令和7年2月3日～3月28日 ※2 検出下限値：5 ng/L

※3 今回新たに暫定目標値を超過した地点

※4 これまでに暫定目標値を超過した地点

#### 5 追加の水質調査について

##### (1) 調査期間

結果公表から1か月程度

##### (2) 調査内容

###### ア 井戸の利用状況調査

当該採水地点の周辺500mの範囲内（既に井戸水の調査を実施している地域を除く。）における家庭及び事業場等に対し、井戸の設置状況を確認します。また、井戸所有者又は利用者の方に対し、井戸水の飲用の有無、井戸水の用途等の調査を行います。

なお、井戸水を利用している場合には、飲用自粛を呼びかけます。

###### イ 井戸水の水質調査

採水担当者が訪問し井戸水を採水後、分析機関で水質検査を行います。

各務原市が飲用井戸の調査を、県が非飲用井戸の調査を行います。

###### ウ 水路の水質調査

今回の調査において暫定目標値の超過が確認された当該水路については、採水地点を含めた追加の水質調査を実施します。

##### (3) 調査結果の公表

調査結果については、各務原市と県にてとりまとめた後、公表します。

#### 6 その他の対応

今回水質調査を実施した井戸の所有者に対して、調査結果をお知らせします。